

あわら市子ども会育成連絡協議会表彰規程

(趣旨)

第1条 あわら市子ども会育成連絡協議会（以下「市子連」という。）は、市子連および市内単位子ども会の発展と育成に貢献している指導者（組織を含む）育成者（同前）等に対して、その業績を表彰し、本市の子ども会活動の振興を図る。

(表彰の内容)

第2条 市子連では、下記に該当するものがあるときは、これを表彰する。

- 1、個人表彰 指導者、育成者、リーダーとし、おおむね2年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事し、その功績が顕著であるもの。
- 2、団体表彰 子ども会、指導者組織および育成組織とし、おおむね2年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。
- 3、その他 本会において適当と認めたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、次の方法によって行う。

- 1、市子連役員により審査し、選考する。
- 2、被表彰者（団体）には、表彰状および記念品を授与する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回とし、市子連の総会で行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(坂井地区子ども会育成連絡協議会への推薦)

第5条 市子連は、下記に該当するものを、坂井地区子ども会育成連絡協議会に推薦するものとする。

- 1、市子連表彰を受けたもので、本会が適当と認めたもの。
- 2、推薦件数は、4件以内（個人および団体）とする。

附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

平成21年2月19日より施行する。